

津市告示第26号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、この告示の規定は、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る建築物（平成18年1月1日以後に当該確認の申請をしたものに限る。）について適用する。

平成30年2月15日

津市長 前葉泰幸

1 中間検査を行う区域

本市の区域全域

2 中間検査を行う期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築の建築物で、法第27条第1項第1号、第2号（法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。）又は第3号に該当するもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

	主要な構造	特 定 工 程	特 定 工 程 後 の 工 程
(1)	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
(2)	鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以	特定工程の配筋（プレキヤストコンクリート版に

		上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）工事	あつては、接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
(3)	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

(注) 2以上の構造を併設している場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

木造の建築物については、鉄骨造の欄の規定を準用する。

主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。